

社会福祉法人小鹿野福祉会役員等の  
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鹿野福祉会（以下「法人」という。）の非常勤の役員並びに評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける役員等及びその種類、額は別表第1のとおりとする。

2 理事、監事に対する報酬の総額は、1,800,000円以内とする。

3 前項の総額は、理事、監事のうち職員給与の支給を受けている者の給与額は含まないものとする。

(報酬の支給及びその支給期日)

第3条 日額で定める報酬（以下「日額報酬」という。）は、その報酬を受けるべき者が、次の各号に該当して、職務を行う場合に、その勤務日数に応じてこれを支給する。

- (1) 職務を遂行するために、正規の会議に出席したとき。
- (2) 職務を遂行するための調査、研究、検査、審査、立会いその他これに関する事務のために、正規の招集若しくは依頼に応じて職務を行ったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、その職に係る事件に関して従事したときで、その性質上報酬を支給することが適当であると認めるとき。

2 報酬の支給期日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日額報酬の支払期日は、職務の行われた日（職務が継続して執られたときは、職務の引き続いて行われた日の最終日）とする。

3 役員等において、法人職員と兼務する者については、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が前条第1項各号に該当して職務を行う場合は、その職務を行うために要する費用の実費を支給する。ただし、小鹿野町区域内においてその職務が行われるときは、秩父郡市内在住役員等には支給しない。

2 前項の役員等が職務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。ただし、乗合自動車の料金が定額を超える場合の車賃は実費額による。

4 第1項及び第3項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、「社会福祉法人小鹿野福社会旅費規程」の例による。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月19日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。(一部改正)

別表第1

(単位 円)

職 名	報酬の種類	金 額
理 事 長	日 額	10,000
理 事	日 額	5,000
監 事 (公認会計士の資格者)	日 額	30,000
監 事 (その他の者)	日 額	10,000
評 議 員	日 額	3,000
評議員選任・解任委員	日 額	3,000

別表第2

(単位 円)

職務の 区 分	車 賃 (1 kmに つき)	日 当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	
		県 内	県 外	県 内	県 外
役員等	37	2,000	2,600	11,800	13,100